

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例

岡山県議会委員会条例（平成四年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「環境文化保健福祉委員会」を「環境文化保健子ども福祉委員会」に改め、同号口中「保健福祉部」を「保健医療部」に改め、同口の次に次のとおり加える。

ハ 子ども・福祉部の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する岡山県議会議員のうち、施行日の前日においてこの条例による改正前の第二条第一項第二号に規定する環境文化保健福祉委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ施行日においてこの条例による改正後の第二条第一項第二号に規定する環境文化保健子ども福祉委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。

提案理由

岡山県部等設置条例の一部改正により、保健医療部及び子ども・福祉部が設置されることに伴い、環境文化保健福祉委員会の名称及び所管を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。